

健康しなの21(第三次)パブリックコメントに対する回答

No.	ご意見	町の考え
1	<p>【メタボ健診(特定健康診査)について】 健診事業が老健法から変更になったとき、大企業における被保険者本人を対象に試験が行われた。そして健診内容が決まり簡易的な方法で医療費が下げられることがわかった。一方、実際に健診が始まって国保の被保険者の健診を受けた方を調べると医療費が下げられるという結果が得られなかった。 町がメタボ健診を続けている理由を聞かせてください。</p>	<p>特定健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律で、医療保険者(国民健康保険・被用者保険)に法定義務が課され、全国で実施されております。(第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする)すべての町民が健康で心豊かに生活できる社会の実現のため、特定健診、特定保健指導、重症化予防保健指導等のハイリスクアプローチの実施に加え、保育園、小中学校と連携した子どもの頃からの健康づくりの取り組みや、各種団体への健康教育の実施、広報やホームページを通じたポピュレーションアプローチも継続して実施してまいります。</p>
2	<p>【自殺対策について】 大人になって考えても簡単に身につくものではないため、小学校4年生までの家庭、学校での教育が重要ではないか。</p>	<p>少子化、核家族化、デジタル化、価値観の多様化、コロナ禍など、家庭環境や社会背景によって子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下において、ご意見をいただいたように、子どもの頃から命の大切さについて理解を深めることが重要と考えます。学校との連携・取り組みとしては、1月をいのちの学習月間として信濃小中学校で授業を行っています。また、生徒が困難・ストレスに直面した際の適切な対処方法や、信頼できる大人に助けを求める方法について授業を行っています。今後も連携し、自殺対策に努めてまいります。</p>